

## 第3章

### 多摩地区における水質検査計画

## 第1節 検査機関 ～多摩水水質試験室～

水道事業は原則として市町村が運営することと法令に定められていますが、多摩地区では、昭和40年代から都営一元化が図られており、この動きと連動して、昭和52年から東京都水道局が多摩地区での水質検査を実施しています。現在、多摩地区の市町村のうち、武蔵野市、昭島市、羽村市、檜原村を除く26市町の水道事業は、東京都水道局が運営しており、これらの地域における水質検査は、多摩水道改革推進本部立川庁舎に設置した「多摩水道改革推進本部（多摩水）水質試験室」において実施しています。多摩水水質試験室では、蛇口（給水栓）の水についての法令で義務付けられた検査や、水質管理上の必要性から工程管理として浄水施設の出口・入口等の検査について、国が示した検査方法に則り実施しています。

なお、多摩地区に位置する東村山浄水場、小作浄水場や境浄水場の水質検査は、各浄水場と水質センターで行っています。

また、水質検査結果の客観的信頼性の確保及び水質検査技術の確実な維持・向上を図ることを目的として、国際的な試験所認定規格であるISO/IEC17025の認定を、平成19年3月に取得し、現在、金属類の15項目、揮発性有機化合物（VOC）の17項目が認定されています。



## 第2節 多摩地区の水道における水源

多摩地区の水道水源は、表流水、伏流水、地下水（水源井戸から取水する水）と多岐に渡ります。

- ・表流水

河川水のように完全に地表面に存在している水のことで。

- ・伏流水

河川水が周辺の砂層等の中に浸透して流れる水のことで。

- ・水源井戸

浅井戸と深井戸があり、地中の水を通しにくい層より上の、深さが10から30メートル程度の比較的浅い層から取水する水源井戸を浅井戸、水を通しにくい層の下から取水する水源井戸を深井戸といいます。

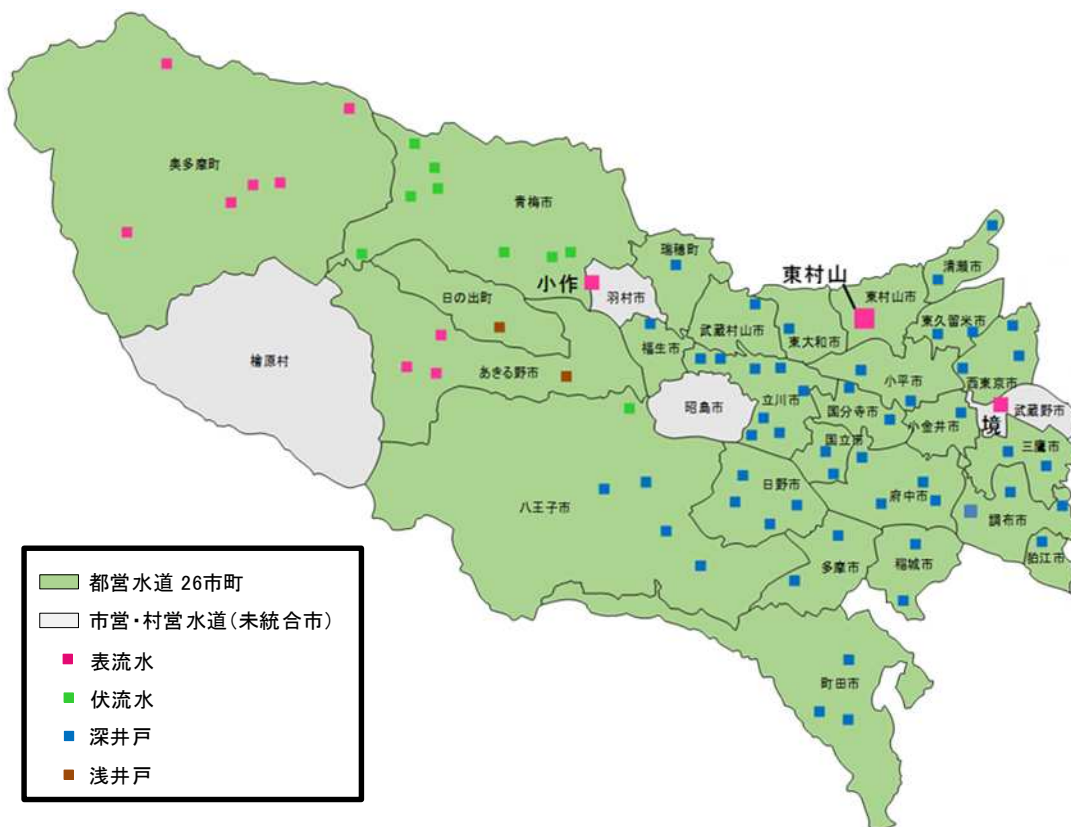


図3-1 多摩地区の浄水施設（水源別）

### 第3節 水源の水質的特徴

水源ごとの水質の特徴は表3-1のとおりです。

表3-1 多摩地区の水道水源の特徴

水源ごとの特徴	表流水（河川水）	地下水	
	利根川・荒川水系 多摩川水系	伏流水・浅井戸	深井戸
表2-1の各水系の説明を参照ください。		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地中でろ過が行われるため、表流水と比べて水質の変動が小さいです。</li> <li>○地表からの影響を受けます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○水温等の季節的な変動や地表からの影響は小さいです。</li> <li>○地質由来の物質が検出されることがあります。</li> <li>○化学物質による汚染が生じることがあります。</li> </ul>
主な浄水施設	東村山、小作、戸倉（あきる野市）、小河内（奥多摩町）など	高月（八王子市）、大久野（日の出町）など	上連雀（三鷹市）、福生武蔵野台（福生市）など

山間部の浄水施設は沢水等の表流水を取水しており、平常時の水質は非常に良好です。しかし、降雨により濁度や色度が上昇しやすく、水質の変動が大きいことが特徴です。

伏流水は、地中でろ過が行われるため、表流水と比べて水質が良好で、水質の変動が小さい傾向があります。

浅井戸や深井戸の水源井戸は、表流水と比較すると水質は安定していますが、井戸によって水質が異なっています。基本的には水質は良好ですが、井戸によっては、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,4-ジオキサンや有機フッ素化合物（PFOS 及び PFOA）等の化学物質や、鉄、マンガンやヒ素等の地質由来の物質が検出されることがあります。多摩地区には、現在、全部で277本の井戸があります。井戸の多くは昭和30年代から40年代にかけて整備されたもので、水質悪化や設備の老朽化などが原因で揚水量が減少しています。そのため、費用対効果や危機管理の観点も踏まえ、適切な維持補修や更新・統合・廃止を検討していきます。また、水質が悪化した水源井戸で、浄水処理で除去困難な物質が含まれるような場合は、井戸を停止する等の対応を行っています。

## 第4節 浄水施設及び浄水処理方式

---

多摩地区の浄水施設は、ほとんどが小規模な施設となっています。多摩地区では水源及び浄水処理機能を有する施設として、38の浄水所、22の給水所、11の配水所があり、全部で71施設あります。

山間部、市街地で水源の特性が異なることから、水源の水質に合わせた浄水処理方式を採用しています。

表3-2に、多摩地区の浄水施設を示します。

### 《山間部》

主に多摩川水系の表流水・伏流水を水源としています。

表流水・伏流水は、地下水と比較して濁度が高くなる傾向があるため、凝集沈殿・砂ろ過又は膜ろ過（図3-4）等の処理を行い、濁質を除去します。また、降雨による色度（有機物由来）の上昇に伴い、有機物と消毒用薬品の塩素が反応して、消毒副生成物の生成量も増加するため、粒状活性炭による処理を導入している浄水施設もあります。

### 《市街地》

主に地下水を水源としています。複数の水源井戸から取水する浄水施設では、それぞれの水源井戸で取水した水を合わせて原水とし、浄水処理を行っています。

地下水では土壌による自然ろ過がなされているため、濁質が非常に少ないという特徴があります。そのため、沈殿、ろ過等の濁質除去のための処理は行わず、主に塩素消毒のみによる処理が行われています。ただし、地質由来により鉄、マンガンの含有量が多い水源井戸から取水する浄水施設では、除鉄・除マンガン処理を行ったり、土壌汚染により揮発性有機化合物が含まれる水源井戸から取水する浄水施設では、ばっ気処理を行ったりすることで、清浄な水道水を供給しています。

多摩地区の浄水施設における取水量は少なく、地下水には地盤沈下や水質悪化等の課題があることから、多摩地区に供給される水道水の大部分は、東村山浄水場や小作浄水場等の大規模浄水施設から送水されており、この水を「補給水」（図3-2）と呼んでいます。

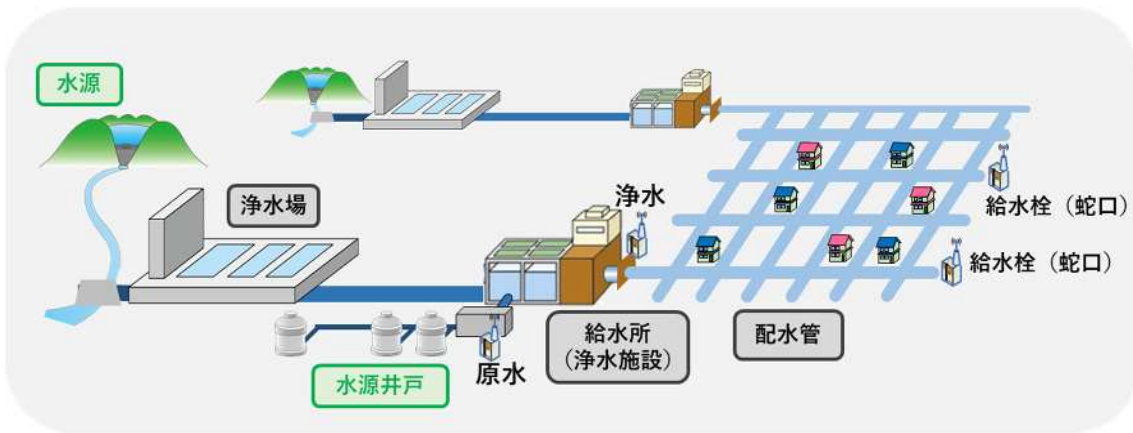


図3-2 補給水

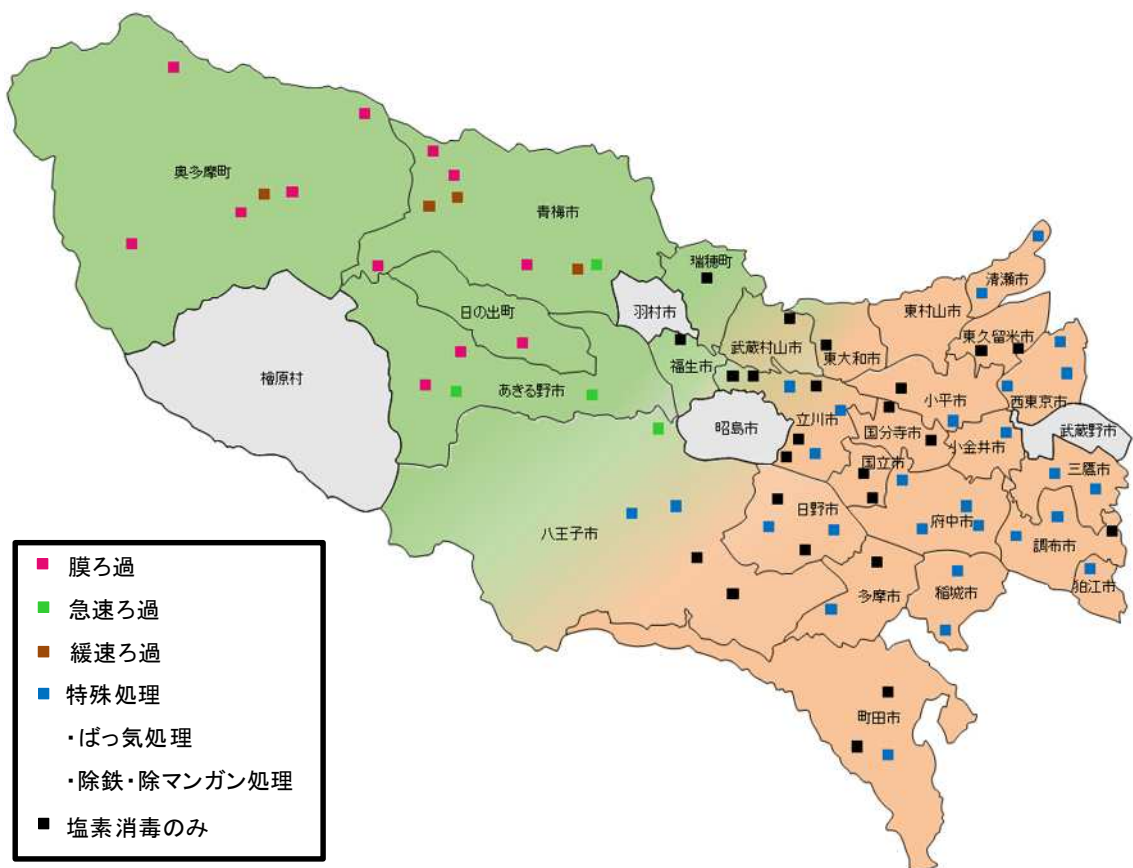


図3-3 多摩地区の浄水施設 (浄水処理方式)

表3-2 多摩地区の浄水施設の施設概要

令和8年4月1日現在

No <sup>注1</sup>	浄水施設名 <sup>注2</sup>	水源	処理方式	備考
1	暁町浄水所	地下水 (深井戸)	塩素消毒	浄水処理停止中 <sup>注3</sup>
2	元本郷浄水所			
3	子安浄水所			
4	高月浄水所	伏流水	急速ろ過方式	
5	柴崎給水所	地下水 (深井戸)	塩素消毒	浄水処理停止中 <sup>注3</sup>
6	富士見第一浄水所			
7	富士見第三浄水所			
8	立川砂川給水所			浄水処理停止中 <sup>注3</sup>
9	立川栄町浄水所			
10	上連雀給水所			
11	三鷹新川給水所		浄水処理停止中 <sup>注3</sup>	
12	日向和田浄水所	伏流水	膜ろ過方式	
13	千ヶ瀬浄水所 <sup>注4</sup>		急速ろ過方式	浄水処理停止中 <sup>注3</sup>
14	千ヶ瀬第二浄水所		緩速ろ過方式	
15	沢井第一浄水所			浄水処理停止中 <sup>注3</sup>
16	沢井第二浄水所			
17	二俣尾浄水所			
18	御岳山浄水所		膜ろ過方式	
19	成木浄水所			
20	幸町給水所	地下水 (深井戸)	塩素消毒	浄水処理停止中 <sup>注3</sup>
21	府中武蔵台浄水所			
22	若松給水所			
23	府中南町給水所			
24	上石原配水所			
25	仙川配水所			浄水処理停止中 <sup>注3</sup>
26	深大寺給水所			
27	原町田浄水所			
28	滝の沢給水所			
29	野津田浄水所			浄水処理停止中 <sup>注3</sup>
30	梶野配水所			
31	上水南給水所			
32	小川給水所			

注1 明神浄水所、砂川中部浄水所、西砂第一浄水所、西砂第二浄水所、清瀬元町配水所、清瀬旭が丘浄水所、桜村浄水所は休止施設になります。

注2 配水機能を有する浄水施設の中で配水池容量5,000m<sup>3</sup>以上は給水所、5,000m<sup>3</sup>未満は配水所としています。(表流水、伏流水を取水する浄水所、施設機能が全停止中の施設等を除く。)

注3 水源からの取水を停止しているため、浄水処理を停止しています。このため、浄水施設としての出口及び入口の検査は実施していません。浄水処理停止中の施設の中には、配水施設として稼働している施設もあります。

注4 令和6年度に、千ヶ瀬第一浄水所の敷地に整備した千ヶ瀬浄水所が稼働しました。

No	浄水施設名	水源	処理方式	備考
33	大坂上浄水所	地下水 (深井戸)	塩素消毒	浄水処理停止中 <sup>注3</sup>
34	多摩平給水所			
35	三沢浄水所			
36	南平配水所			
37	東恋ヶ窪配水所			
38	国分寺北町給水所			
39	国立中給水所			
40	谷保給水所			
41	芝久保給水所			
42	保谷町給水所			
43	西東京栄町配水所			
44	福生武蔵野台給水所			
45	和泉本町給水所			
46	上北台給水所			
47	南沢給水所			
48	滝山給水所			
49	中藤配水所			
50	桜ヶ丘配水所			
51	落合配水所			
52	大丸浄水所			
53	坂浜配水所			
54	上代継浄水所	地下水(浅井戸)	急速ろ過方式	
55	戸倉浄水所	多摩川水系		
56	乙津浄水所			
57	深沢浄水所			
58	箱根ヶ崎浄水所	地下水 (深井戸)	塩素消毒	
59	大久野浄水所	地下水 (浅井戸)	膜ろ過方式	
60	氷川浄水所	多摩川水系	緩速ろ過方式	
61	ひむら浄水所		膜ろ過方式	
62	日原浄水所 <sup>注5</sup>			
63	大丹波浄水所			
64	棚澤浄水所			
65	小河内浄水所			

注5 日原浄水所は現在停止しており、現在は仮設の日原応急浄水所が稼働しているため、処理方式は応急浄水所のものを記載しています。

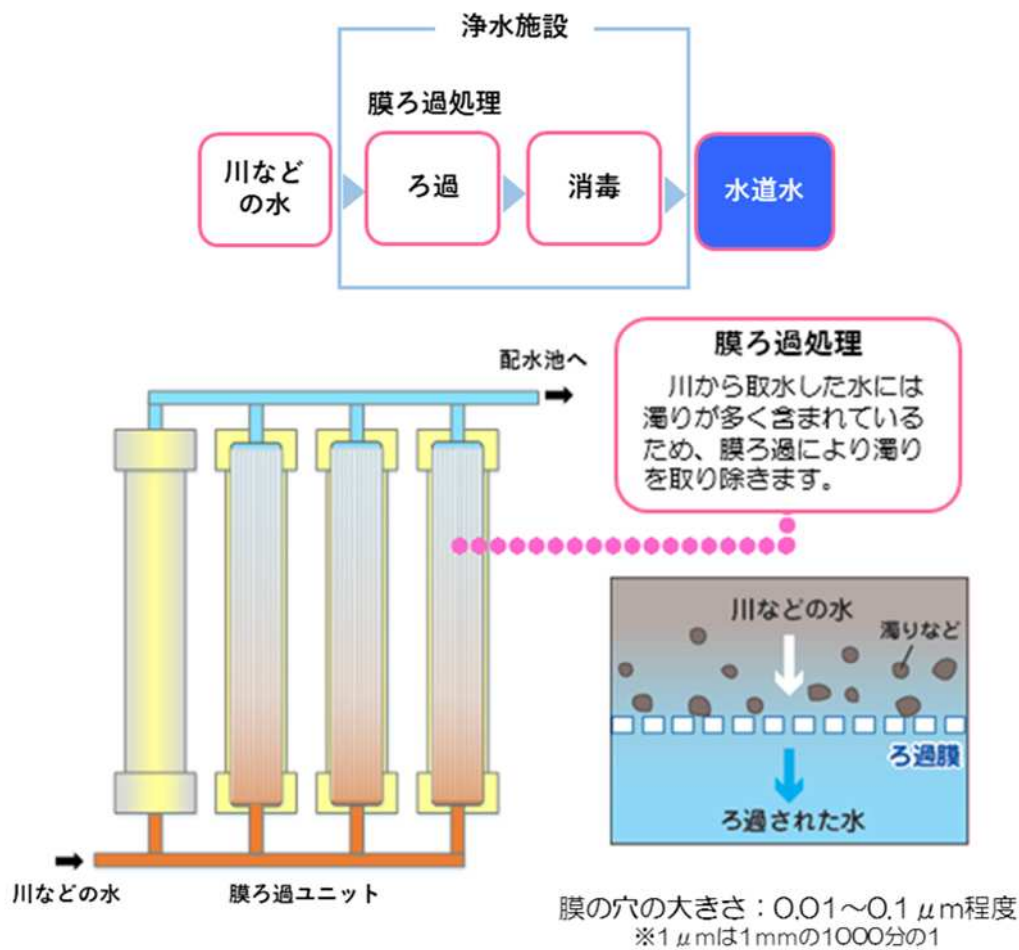


図3-4 膜ろ過処理の仕組み

～多摩地区の浄水施設はなぜ小規模なの？～

多摩地区の水道事業は、かつて市町営水道として運営されていましたが、広域水道としてのスケールメリットを活かすため、昭和46年から東京都が順次統合してきた経緯があります。多摩地区の浄水施設の多くは昭和40年代から昭和50年代にかけて築造されており、当時の市町ごとの規模に見合った水道水量を供給することが目的であったため、小規模な浄水施設となっています。

## 第5節 留意すべき水質項目

多摩地区の水源から蛇口までの留意すべき水質項目については、表3-3のとおりです。

表3-3 留意すべき水質項目（多摩地区）

		項目の説明	東京都の取組
水源 (表流水系)	色度 【基51】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌中の有機物が原因物質で、降雨等により上昇します。</li> <li>・ 原水に含まれる色度成分である有機物質が消毒用薬品の塩素と反応することにより、浄水中で消毒副生成物を生成することがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山間部の浄水施設では、降雨に伴う浄水等の色度が一定の値まで上昇すると、ピークカット（一時的な取水停止）を行っています。また、粒状活性炭により、色度成分である有機物質の除去を行っています。</li> </ul>
	濁度 【基52】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濁りの程度を表します。</li> <li>・ 泥、砂、微生物等が原因物質で、降雨等により上昇します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原水の濁度に応じて、凝集剤の注入率を変更しています。</li> <li>・ 山間部の浄水施設では、降雨に伴う原水の濁度が一定の値まで上昇すると、ピークカット（一時的な取水停止）を行っています。</li> </ul>
水源 (井戸)	ヒ素及びその化合物 【基07】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地質由来で、地下水から検出されることがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的を実施する水質検査の結果に基づき、ヒ素の濃度が高い井戸を停止する等の対応を行っています。</li> </ul>
	1,4-ジオキサン 【基15】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 化学工場、医薬品製造業における溶剤等として使われます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の浄水処理では除去できないことから、定期的を実施する水質検査の結果に基づき、1,4-ジオキサンの濃度が高い井戸を停止する等の対応を行っています。</li> </ul>
	テトラクロロエチレン 【基18】、 トリクロロエチレン 【基19】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自然界には存在しない合成化学物質であり、溶剤、塗料、ドライクリーニング等に使用され、地下水汚染物質として知られています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多摩地区の一部の浄水施設では、ばっ気設備において除去しています。</li> </ul>
	鉄及びその化合物 【基35】、 マンガン及びその化合物 【基38】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地質由来や工場排水等由来のもので、水道水の赤水や黒水といった着色の原因になるものです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原水中の鉄、マンガンを消毒用薬品の塩素で酸化させ、除鉄、除マンガンの効果があるろ過材を使用し、除去しています。</li> </ul>
	有機フッ素化合物 (PFOS及びPFOA) 【基20】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PFOSについては、半導体工業、金属メッキ、泡消火薬剤に、PFOAについては、繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服に主に用いられていました。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的を実施する水質検査の結果に基づき、給水栓（蛇口）において基準値を超過するおそれのある場合には、PFOS及びPFOAの濃度が高い井戸を停止する等の対応を行っています。</li> </ul>

凡例 基:水質基準項目、目:水質管理目標設定項目

		項目の説明	東京都の取組
蛇口（給水栓）	塩素酸【基22】	<ul style="list-style-type: none"> <li>消毒用薬品の塩素の主成分である次亜塩素酸が分解すると生成します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消毒用薬品の品質を定期的に確認するとともに、給水栓において検査頻度を高め、監視を強化しています。</li> </ul>
	消毒副生成物 (クロロホルム【基24】、トリクロロ酢酸【基29】等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>原水に含まれる有機物質が消毒用薬品の塩素と反応することにより、浄水中で生成することがあります。</li> <li>多摩地区の山間部の浄水施設で消毒副生成物の濃度が高くなることがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>山間部の浄水施設では、消毒副生成物の原因となる有機物質を粒状活性炭等で除去しています。</li> </ul>
	残留塩素【目16】	<ul style="list-style-type: none"> <li>0.1mg/L以上とすることが法令で定められています。また、水質管理目標設定項目の目標値である1mg/L以下とすることが求められています。</li> <li>残留塩素の濃度が高くなると、水道水にカルキ臭とよばれる臭気が発生します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>よりおいしい水道水とするため、水質管理目標設定項目の目標値である1mg/L以下よりも厳しい都独自の水質目標（0.4mg/L以下）を定めています。</li> <li>追加塩素注入設備の運用をはじめとした、残留塩素濃度の適正な管理を行っています。</li> </ul>

凡例 基:水質基準項目、目:水質管理目標設定項目<sup>注6</sup>

注6 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）



表3-4 多摩地区の蛇口（給水栓）84か所の所在地

地点 No. <sup>注7</sup>	所在地	地点 No. <sup>注7</sup>	所在地
48	八王子市天神町	90	小平市花小金井
49	八王子市大和田町	91	日野市栄町
50	八王子市子安町	92	日野市多摩平
51	八王子市宇津木町	93	日野市百草
52	八王子市元本郷町	94	日野市南平
53	八王子市南浅川町	95	日野市東豊田
54	八王子市打越町	96	東村山市諏訪町
55	立川市羽衣町	97	国分寺市本多
56	立川市富士見町	98	国分寺市内藤
57	立川市富士見町	99	国立市北
58	立川市若葉町	100	国立市泉
59	立川市栄町	101	福生市熊川
60	立川市上砂町	102	狛江市駒井町
61	立川市西砂町	103	東大和市清水
62	立川市一番町	104	東村山市富士見町
63	三鷹市上連雀	105	清瀬市旭が丘
64	三鷹市北野	106	東久留米市神宝町
65	青梅市裏宿町	107	東久留米市下里
66	青梅市東青梅	108	武蔵村山市中央
67	青梅市河辺町	109	多摩市和田
68	青梅市沢井	110	多摩市中沢
69	青梅市沢井	111	稲城市東長沼
70	青梅市二俣尾	112	稲城市平尾
71	青梅市御岳山	113	あきる野市草花
72	青梅市成木	114	あきる野市乙津
73	青梅市成木	115	あきる野市乙津
74	府中市栄町	116	あきる野市深沢
75	府中市美好町	117	八王子市山田町
76	府中市朝日町	118	西東京市谷戸町
77	府中市小柳町	119	西東京市柳沢
78	調布市多摩川	120	西東京市北町
79	調布市仙川町	121	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎
80	調布市深大寺北町	122	西多摩郡日の出町大久野
81	町田市原町田	123	西多摩郡日の出町平井
82	町田市金森東	124	八王子市上柚木
83	町田市野津田町	125	八王子市別所
84	町田市木曾東	126	西多摩郡奥多摩町棚澤字中曾根
85	町田市南成瀬	127	西多摩郡奥多摩町氷川
86	町田市小山町	128	西多摩郡奥多摩町日原字大澤
87	町田市忠生	129	西多摩郡奥多摩町大丹波字八桑
88	小金井市貫井南町	130	西多摩郡奥多摩町棚澤字片曾
89	小金井市東町	131	西多摩郡奥多摩町原

注7 区部には、自動水質計器が47か所設置されているため、多摩地区の蛇口（給水栓）はNo.48から数えています。

## 2 浄水施設

図3-3、表3-2で示した稼働中の浄水施設<sup>注8</sup>の出口及び入口について、検査します。

## 3 水源

多摩地区の水道水源は、表流水、伏流水、浅井戸及び深井戸と多岐に渡ります。これら水源の水質の動向を把握し、水質管理や適正な浄水処理等に役立てるため検査を実施しています。

### (1) 表流水・伏流水

表流水や伏流水は主に多摩川水系から取水をしています。多摩川水系の水源調査は水質センターが行っています。詳しくは、第2章をご覧ください。

### (2) 浅井戸・深井戸

多摩地区の水源井戸は全部で277本あり、それぞれの水質管理を適切に行うために、定期的に水源井戸の検査を行っています。令和8年度の水源井戸の調査地点は、表3-5のとおりです。

---

注8 令和8年4月1日時点(表3-2参照)

表3-5 令和8年度水源井戸の調査地点<sup>注9</sup>

市町 <sup>注10</sup>	浄水施設	水源	市町 <sup>注10</sup>	浄水施設	水源	
八王子市	暁町	暁町一号水源	国分寺市	国分寺北町	国分寺北町一号水源	
		暁町二号水源			国分寺北町二号水源	
立川市	立川砂川	砂川二号水源			国分寺北町三号水源	
		柏町水源			国分寺北町四号水源	
三鷹市	上連雀	上連雀三号水源			国分寺北町五号水源	
		三鷹新川			井の頭水源	国分寺北町七号水源
	新川三号水源				並木町一号水源	
	新川四号水源				国分寺新町水源	
	新川七号水源				国立中	国立中水源
	府中市	若松			若松一号水源	国立市
府中南町			府中南町五号水源	谷保三号水源		
若松		若松一号水源	谷保五号水源			
調布市	上石原	上石原一号水源	西東京市	芝久保	谷保六号水源	
		上石原二号水源			芝久保一号水源	
		飛田給一号水源			芝久保二号水源	
		飛田給二号水源			芝久保三号水源	
	深大寺	深大寺北町一号水源			西東京西原一号水源	
		深大寺北町二号水源			西東京西原二号水源	
		深大寺東町一号水源			田無町一号水源	
		深大寺東町三号水源			田無町二号水源	
		深大寺南町一号水源			保谷町	保谷町二号水源
		深大寺南町二号水源			西東京中町一号水源	
	深大寺南町三号水源	西東京栄町	下保谷水源			
	深大寺元町水源	福生市	福生武蔵野台	熊川二号水源		
	町田市	原町田	本町田一号水源	東久留米市	南沢	熊川三号水源
			本町田二号水源			熊川五号水源
小金井市	梶野	梶野一号水源	武蔵村山市	中藤	南沢一号水源	
		梶野二号水源			南沢三号水源	
		小金井東町一号水源			南沢四号水源	
		小金井緑町二号水源			武蔵村山榎水源	
		関野水源			武蔵村山中央一号水源	
		小金井中町水源			武蔵村山中央二号水源	
小平市	小川	小川一号水源	多摩市	桜ヶ丘	武蔵村山中央四号水源	
		小平二号水源			中藤水源	
		小平四号水源			和田水源	
		小川五号水源			桜ヶ丘一号水源	
		小平十号水源			桜ヶ丘二号水源	
日野市	多摩平	多摩平一号水源	稲城市	大丸	大丸一号水源	
		多摩平三号水源			大丸二号水源	
		多摩平四号水源			大丸四号水源	
		多摩平五号水源			東長沼水源	
		多摩平六号水源	三沢	新井一号水源		
		神明一号水源		新井二号水源		
		神明三号水源		新井三号水源		
	三沢	新井一号水源	三沢水源			
		新井二号水源				
		新井三号水源				

注9 工事等により、採水及び検査ができない場合があります。

注10 市町は、水源井戸の所在地を示します。

## 第7節 検査対象項目と検査頻度

---

### 1 蛇口（給水栓）

#### （1）毎日検査【法令で義務付けられている水質検査】

毎日検査とは、水道法施行規則第15条第1項第1号イに基づいて行う水質検査です。蛇口（給水栓）において、色、濁り及び消毒の残留効果（残留塩素）について、1日1回以上検査します。

#### （2）水質基準項目【法令で義務付けられている水質検査】（表3-6）

水質基準項目とは、水道法第4条に基づいて水質基準に関する省令<sup>注11</sup>によって定められているもので、現在52項目あります。水道水はこの基準に適合するものでなければならず、原則、蛇口（給水栓）における検査が義務付けられています。

多摩水水質試験室では、表3-6の頻度で検査します。

#### （3）水質管理目標設定項目（表3-7）

水質管理目標設定項目とは、毒性の評価が暫定的であるか、現在まで水道水中では水質基準とする必要があるような濃度で検出されていないが、今後、水道水中に検出される可能性があるもの等、水質管理上留意すべき項目として、水質基準項目に準じて検査することを国から要請<sup>注6</sup>されている項目です。

多摩水水質試験室では、法令の水質検査に準じたものとするため、原則3か月に1回以上検査しますが、水質管理上必要な項目については、1か月に1回以上検査します。

#### （4）要検討項目（表3-8）

要検討項目とは、毒性評価が定まらない、浄水中の存在量が不明等の物質で、情報・知見を収集すべきものとして、国が通知<sup>注12</sup>で設定しています。

今後、水質管理目標設定項目に指定された場合に、円滑に検査を実施できるよう、原則年1回以上検査します。

---

注6 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について（平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知）

注11 水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）

注12 「水道水質管理計画の策定に当たっての留意事項について」の一部改正について（平成16年1月22日健水発第0122002号厚生労働省健康局水道課長通知）

(5) その他(表3-9)

水質管理上の理由で選定した項目に加え、健康上の必要性からお客さまの関心が高い項目について、表3-9のとおり検査します。

表3-6 水質基準項目の検査(蛇口)

番号	項目	水質基準値	法定の検査頻度	検査頻度(回/年)	分類	主な由来
健康に関する項目	01 一般細菌	100個/mL以下	月1回以上	12	病原生物による汚染の指標	生活排水
	02 大腸菌	検出されないこと		12		生活排水
	03 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	3か月に1回以上	4	無機物 重金属	メッキ工場、亜鉛鉱山
	04 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下		4		電気機器、農薬散布
	05 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下		4		電子部品、鉱山排水
	06 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下		4		工場排水、鉛製水道管
	07 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下		4		工場排水、地質由来
	08 六価クロム化合物	0.02mg/L以下		4		メッキ工場、染料
	09 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下		4		肥料、生活排水
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		4		メッキ工場、金属精錬
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下		4		肥料、生活排水
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下		4		土壌、ガラス製造
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下		4		鉄合金、ガラス製造
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	3か月に1回以上	4	一般有機物	溶剤、塗料
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下		4		溶剤
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下		4		溶剤、香料、ラッカー
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下		4		殺虫剤、塗料、ニス
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下		4		ドライクリーニング
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下		4		金属洗浄用溶剤
	20 ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下		4		消火剤、撥水剤
	21 ベンゼン	0.01mg/L以下		4		塗料、合成ゴム、顔料
	22 塩素酸	0.6mg/L以下	3か月に1回以上	12	消毒副生成物	浄水薬品(塩素剤)
	23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下		4		原水中の有機物質や臭素が浄水処理過程(塩素処理、オゾン処理等)で反応することにより生成
	24 クロロホルム	0.06mg/L以下		4		
	25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4		
	26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		4		
	27 臭素酸	0.01mg/L以下		4		
	28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下		4		
	29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		4		
	30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		4		
	31 ブロモホルム	0.09mg/L以下		4		
	32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		4		

番号	項目	水質基準値	法定の検査頻度	検査頻度(回/年)	分類	主な由来			
水道水が有すべき性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	3か月に1回以上	4	着色	土壌、工場排水		
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				4	土壌、凝集剤(浄水薬品)	
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				4	土壌、工場排水	
	36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				4	鉱山、工場排水	
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下		4	味	土壌、工場排水		
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下		4	着色	合金、乾電池		
	39	塩化物イオン	200mg/L以下	月1回以上	12	味	土壌、家庭排水		
	40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	3か月に1回以上	4		土壌		
	41	蒸発残留物	500mg/L以下		4		ミネラル分(土壌)		
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下		1 <sup>注13</sup>	発泡	家庭排水		
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	月1回以上	12	かび臭	微生物(藍藻類等)		
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		12				
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	3か月に1回以上	1 <sup>注13</sup>	発泡	家庭排水		
	46	フェノール類	0.005mg/L以下		1 <sup>注13</sup>	臭気	合成樹脂、繊維		
	47	有機物(全有機炭素の量)	3mg/L以下	月1回以上	12	味	土壌、下水、工場排水		
	48	pH値	5.8以上8.6以下		365 <sup>注14</sup>			基礎的性状	微生物の活動
	49	味	異常でないこと		12				ミネラル分、有機物質
	50	臭気	異常でないこと		12				有機物質、微生物
	51	色度	5度以下		365 <sup>注14</sup>				有機物質(土壌)
	52	濁度	2度以下		365 <sup>注14</sup>				粘土鉱物(土壌)、微生物

注13 検出状況を勘案し、水道法施行規則第15条第1項第3号ハ(過去の検出状況に応じて検査頻度を減じることができる)を適用し、検査頻度を減じています。

注14 自動水質計器による検査

表3-7 水質管理目標設定項目の検査（蛇口）

番号 <sup>注15</sup>	項目	目標値	検査頻度 (回/年)	分類	主な由来
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	無機物 重金属	蓄電池、難燃助剤
目 02	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下 (暫定)	4		鉱床、核燃料
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4		鋼材、メッキ工場
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	一般 有機物	合成樹脂、溶剤
目 08	トルエン	0.4mg/L以下	4		染料、香料
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	— <sup>注16</sup>		プラスチック添加剤
目 10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	消毒副 生成物	消毒剤、漂白剤
目 12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	使用していないため 検査を省略	消毒剤	消毒剤、漂白剤
目 13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	4	消毒副 生成物	有機物質が浄水処理過程 で反応して生成
目 14	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	4		
目 15	農薬類	1 以下 <sup>注17</sup>	— <sup>注16</sup>	農薬	農薬
目 16	残留塩素	1mg/L以下	365 <sup>注14</sup>	臭気	浄水薬品（消毒剤）
目 17	カルシウム、マグネシウム等（硬度） <sup>注18</sup>	10mg/L以上 100mg/L以下	4	味	土壌
目 18	マンガン及びその化合物 <sup>注18</sup>	0.01mg/L以下	4	着色	土壌、工場排水
目 19	遊離炭酸	20mg/L以下	— <sup>注16</sup>	味	土壌、微生物活動
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	臭気	ドライクリーニング
目 21	メチルセブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	一般 有機物	燃料添加剤、溶剤
目 22	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	全有機炭素(水質基準 項目)の検査で代替	味	土壌、工場排水
目 23	臭気強度 (TON)	3以下	12	臭気	微生物、工場排水
目 24	蒸発残留物 <sup>注18</sup>	30mg/L以上 200mg/L以下	4	味	ミネラル分（土壌）
目 25	濁度 <sup>注18</sup>	1度 以下	365 <sup>注14</sup>	基礎的 性状	粘土鉱物（土壌）、微生物 微生物の活動
目 26	pH 値 <sup>注18</sup>	7.5 程度	365 <sup>注14</sup>		
目 27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	4	管路の 腐食性の指標	pH値、アルカリ成分
目 28	従属栄養細菌	2000個/mL以下 (暫定)	4	水道施設の 健全性の指標	生活排水
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	一般 有機物	合成樹脂
目 30	アルミニウム及びその化合物 <sup>注18</sup>	0.1mg/L以下	4	着色	土壌、浄水薬品（凝集 剤）

注14 自動水質計器による検査

注15 目04、06、31は水質基準項目に移行したことから、目07は水質管理目標設定項目から削除されたことから、欠番となっています。

注16 送配水過程で濃度が上昇しないため、浄水施設出口で検査を行っています。

注17 農薬類の目標値は、表3-12の各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下とされています。

注18 水質基準項目と重複している項目です。

表3-8 要検討項目の検査（蛇口）<sup>注19</sup>

番号	項目	目標値	検査頻度 (回/年) <sup>注20</sup>	分類
要 01	銀及びその化合物	—	1	無機物 重金属
要 02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	1	
要 03	ビスマス及びその化合物	—	1	
要 04	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	1	
要 05	アクリルアミド	0.0005mg/L	1	一般有機物
要 06	アクリル酸	—	1	
要 07	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L (暫定)	1	
要 08	エチニル・エストラジオール	0.00002mg/L (暫定)	1	
要 09	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5mg/L	1	
要 10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L (暫定)	1	
要 11	塩化ビニル	0.002mg/L	1	
要 12	酢酸ビニル	—	1	
要 13	2,4-トルエンジアミン	—	1	
要 14	2,6-トルエンジアミン	—	1	
要 15	N,N-ジメチルアニリン	—	1	
要 16	スチレン	0.02mg/L	1	
要 17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	— <sup>注16</sup>	
要 18	トリエチレンテトラミン	—	1	
要 19	ノニルフェノール	0.3mg/L (暫定)	1	
要 20	ビスフェノールA	0.1mg/L (暫定)	1	
要 21	ヒドラジン	—	1	無機物
要 22	1,2-ブタジエン	—	1	一般有機物
要 23	1,3-ブタジエン	—	1	

注16 送配水過程で濃度が上昇しないため、浄水施設出口で検査を行っています。

注19 検査は水質センターが行います。

注20 多摩地区では、代表浄水施設を選定し、その給水栓を検査します。

番号 <sup>注21</sup>	項目	目標値	検査頻度 (回/年) <sup>注20</sup>	分類
要 24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	1	一般有機物
要 25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	1	
要 26	マイクロキスチン-LR	0.0008mg/L (暫定)	—	
要 27	有機すざ化合物	0.0006mg/L (暫定) <sup>注22</sup>	1	
要 28	プロモクロロ酢酸	—	1	消毒副生成物
要 29	プロモジクロロ酢酸	—	1	
要 30	ジプロモクロロ酢酸	—	1	
要 31	プロモ酢酸	—	1	
要 32	ジプロモ酢酸	—	1	
要 33	トリプロモ酢酸	—	1	
要 34	トリクロロアセトニトリル	—	1	
要 35	プロモクロロアセトニトリル	—	1	
要 36	ジプロモアセトニトリル	0.06mg/L	1	
要 37	アセトアルデヒド	—	1	
要 38	MX	0.001mg/L	1	
要 40	キシレン	0.4mg/L	1	一般有機物
要 41	過塩素酸	0.025mg/L	1	無機物
要 44	N-ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001mg/L	1	一般有機物
要 45	アニリン	0.02mg/L	1	
要 46	キノリン	0.0001mg/L	1	
要 47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	1	
要 48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2mg/L	1	
要 49	要検討PFAS <sup>注23</sup>	—	1	

注 20 多摩地区では、代表浄水施設を選定し、その給水栓を検査します。

注 21 番号のない項目は欠番となっています。

注 22 トリブチルスズオキシドの目標値

注 23 要検討PFAS とは、ペルフルオロブタンスルホン酸 (PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、ペルフルオロブタン酸 (PFBA)、ペルフルオロペンタン酸 (PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸 (PFHpA)、ペルフルオロノナン酸 (PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸 (HFPO-DA) の 8 物質です。

表3-9 その他（蛇口）

	項目	目標値	検査頻度 (回/年)
都目標 <sup>注24</sup>	トリクロラミン	不検出	4
その他	水温	—	365 <sup>注14</sup>
	アルカリ度	—	4
	電気伝導率	—	365 <sup>注14</sup>
	カルシウム硬度	—	4
	マグネシウム硬度	—	4
	カリウム	—	4

注14 自動水質計器による検査

注24 都独自の「おいしさに関する水質目標」

## 2 浄水施設

浄水施設の出口及び入口では、水質管理上の必要性から、水質基準項目から放射性物質まで様々な検査を以下のとおり行います。

なお、浄水施設の出口又は入口で高い値が検出された場合は、検査の頻度を上げて監視を強化します。

### (1) 水質基準項目(表3-10)

法令に基づく水質基準項目の検査は、原則蛇口（給水栓）に適用されるもので、浄水施設の検査では義務付けられていませんが、水質管理上の必要性から浄水施設の出口、入口においても以下のとおり検査を行います。

#### ア 表流水を水源とする浄水施設

季節により、水源の水質が変化することから、定期的に水質を確認する必要があります。そのため、原則、法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。

#### イ 伏流水・浅井戸又は深井戸を水源とする浄水施設

年間を通じて比較的水質が安定していますが、水質に万全を期すために、原則、法令に基づく水質検査と同じ頻度で検査します。

### (2) 水質管理目標設定項目(表3-11)

水質管理目標設定項目の趣旨を踏まえ、以下のとおり検査を行います。

#### ア 表流水を水源とする浄水施設

季節により、水源の水質が変化することから、定期的に水質を確認する必要があります。多摩水水質試験室では、水質に万全を期すため、原則、給水栓と同じ頻度で検査します。

#### イ 伏流水・浅井戸又は深井戸を水源とする浄水施設

年間を通じて比較的水質が安定しているため、年1回の検査を原則としますが、水質管理上必要な場合は、1か月に1回又は3か月に1回検査します。

※ 農薬類について

水質管理目標設定項目の「農薬類」で検査する農薬については、国の通知<sup>注6</sup>でリスト化された対象農薬から、各水道事業者がその地域の状況を勘案して適切に選定することが基本とされています。東京都水道局では、出荷された農薬の原体量、毒性を示す指標である許容一日摂取量（ADI）、水源や原水及び浄水中の検出状況、農薬の化学的性質をそれぞれ数値化して評価し、検査する農薬を水系ごとに選定しています。そのうち、多摩水水質試験室で検査している農薬は表3-12のとおりです。

(3) 要検討項目(表3-13)

要検討項目の趣旨を踏まえ、水源ごとの情報・知見を把握することを目的とし、代表浄水施設の出口及び入口で原則年1回検査します。

(4) 浄水処理対応困難物質(表3-14)

浄水処理対応困難物質とは、水質基準及び水質管理目標設定項目に該当しないが、通常の浄水処理により水質基準又は水質管理目標設定項目に該当する物質を高い比率で生成するため、通常の浄水処理では対応困難な物質として、国が定めた物質です。

浄水処理過程において水質基準項目等の物質を生成する性質から、原水中の存在実態を把握する必要があります。そこで、代表浄水施設の入口で原則年1回検査します。

(5) 放射性物質(表3-14)

表流水、伏流水、浅井戸を水源とする浄水施設は、浄水施設出口で1か月に1回の頻度で検査します。深井戸を水源とする浄水施設においても、浄水施設出口で3か月に1回の頻度で検査します。

(6) 病原性微生物(表3-14)

国の指針<sup>注25</sup>で示されたレベルに応じて、検査を実施します。

---

注6 水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について(平成15年10月10日健発第1010004号厚生労働省健康局長通知)

注25 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月5日健水発第0330005号、令和元年5月29日改正)

(7) その他 (表3-14)

上記の項目に属さないもので、水質管理上必要な項目について、表3-14のとおり検査します。

表3-10 水質基準項目の検査（浄水施設の出口及び入口）

番号	項目	水質基準値	検査頻度（回/年）						分類
			浄水施設出口			浄水施設入口			
			表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	
健康に関する項目	01 一般細菌	100個/mL以下	12	12	12	12	12	12	病原生物による汚染の指標
	02 大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	12	12	
	03 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	4	4	4	4	4	4	無機物 重金属
	04 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	05 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	06 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	07 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	08 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	09 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	4	4	4	4	4	4	一般有機物
	15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	20 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	21 ベンゼン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	22 塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	4	4	4	4	消毒副生成物
	23 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	24 クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	25 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	26 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	27 臭素酸	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	28 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	29 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	30 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	31 ブロモホルム	0.09mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	
	32 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	4	4	4	—注26	—注26	—注26	

注 26 消毒副生成物は浄水処理過程で生成するため、浄水施設入口では検査を行いません。

番号	項目	水質基準値	検査頻度（回/年）						分類	
			浄水施設出口			浄水施設入口				
			表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	表流水	伏流水 浅井戸	深井戸		
水道水が有すべき性状に関する項目	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	4	4	着色
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	36	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	4	4	4	4	4	4	味
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	4	4	4	4	4	4	着色
	39	塩化物イオン	200mg/L以下	4	4	4	4	4	4	味
	40	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	300mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
	41	蒸発残留物	500mg/L以下	4	4	4	4	4	1注27	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	4	1注27	1注27	4	1注27	1注27	発泡
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	12	1注28	—注28	12	1注28	—注28	かび臭
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	12	1注28	—注28	12	1注28	—注28	
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	4	1注27	1注27	4	1注27	1注27	発泡
	46	フェノール類	0.005mg/L以下	4	1注27	1注27	4	1注27	1注27	臭気
	47	有機物（全有機炭素の量）	3mg/L以下	12	12	12	12	12	12	味
	48	pH 値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	12	12	基礎的性状
	49	味	異常でないこと	12	12	12	—注29	—注29	—注29	
	50	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	12	12	
	51	色度	5度以下	12	12	12	12	12	12	
	52	濁度	2度以下	12	12	12	12	12	12	

注27 検出状況を勘案して検査頻度を減じています。

注28 地表水で検出されるもので、地下水では検出されないため検査を省略します。ただし、伏流水、浅井戸については、表流水の影響を受けるため、検査は省略せず、年1回の頻度で検査します。

注29 検査方法が飲用による官能法であるため、浄水施設入口では実施しません。

表3-11 水質管理目標設定項目の検査（浄水施設の出口及び入口）

番号 <sup>注15</sup>	項目	目標値	検査頻度（回/年） <sup>注30</sup>						分類
			浄水施設出口			浄水施設入口			
			表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	
目 01	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	無機物 重金属
目 02	ウラン及びその化合物 (暫定)	0.002mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
目 03	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
目 05	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	4	4	4	4	4	4	一般有機物
目 08	トルエン	0.4mg/L以下	4	4	4	4	4	4	
目 09	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル) <sup>注19</sup>	0.08mg/L以下	1	1/3 <sup>注27</sup>	1/3 <sup>注27</sup>	1	— <sup>注27</sup>	— <sup>注27</sup>	
目 10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	4	1	— <sup>注27</sup>	— <sup>注26</sup>	— <sup>注26</sup>	— <sup>注26</sup>	消毒副生成物
目 12	二酸化塩素	0.6mg/L以下	使用していないため検査を省略						消毒剤
目 13	ジクロロアセトニトリル (暫定)	0.01mg/L以下	4	1	— <sup>注27</sup>	— <sup>注26</sup>	— <sup>注26</sup>	— <sup>注26</sup>	消毒副生成物
目 14	抱水コロラール (暫定)	0.02mg/L以下	4	1	— <sup>注27</sup>	— <sup>注26</sup>	— <sup>注26</sup>	— <sup>注26</sup>	
目 15	農薬類	1以下 <sup>注17</sup>	4	1/3 <sup>注27</sup>	1/3 <sup>注27</sup>	4	— <sup>注27</sup>	— <sup>注27</sup>	農薬
目 16	残留塩素	1mg/L以下	12	12	12	—	—	—	臭気
目 17	カルシウム、マグネシウム等（硬度） <sup>注18</sup>	10mg/L以上 100mg/L以下	4	4	4	4	4	4	味
目 18	マンガン及びその化合物 <sup>注18</sup>	0.01mg/L以下	4	4	4	4	4	4	着色
目 19	遊離炭酸	20mg/L以下	4	4	4	4	4	—	味
目 20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	4	4	4	4	4	4	臭気
目 21	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	4	4	4	4	4	4	一般有機物
目 22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	全有機炭素（水質基準項目）の検査で代替						味
目 23	臭気強度（TON）	3以下	12	12	12	— <sup>注31</sup>	— <sup>注31</sup>	— <sup>注31</sup>	臭気
目 24	蒸発残留物 <sup>注18</sup>	30mg/L以上 200mg/L以下	4	4	4	4	4	1	味
目 25	濁度 <sup>注18</sup>	1度以下	12	12	12	12	12	12	基礎的性状
目 26	pH値 <sup>注18</sup>	7.5程度	12	12	12	12	12	12	
目 27	腐食性（ランゲリア指数）	—1程度以上とし、 極力0に近づける	4	4	4	— <sup>注32</sup>	— <sup>注32</sup>	— <sup>注32</sup>	管路の 腐食性の指標
目 28	従属栄養細菌	2000個/mL以下 (暫定)	4	4	4	— <sup>注32</sup>	— <sup>注32</sup>	— <sup>注32</sup>	水道施設の 健全性の指標
目 29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	4	4	4	4	4	4	一般有機物
目 30	アルミニウム及びその化合物 <sup>注18</sup>	0.1mg/L以下	4	4	4	4	4	4	着色

注15 目04、06、11は水質基準項目に移行したことから、目07は水質管理目標設定項目から削除されたことから、欠番となっています。

注17 農薬類の目標値は、表3-12の各農薬の検出値をそれぞれの目標値で除した値を合計して、その合計値が1以下とされています。

注18 水質基準項目と重複している項目です。

注19 検査は水質センターが行います。

注26 消毒副生成物は浄水処理過程で生成するため、浄水施設入口では検査を行いません。

注27 検出状況を勘案して検査頻度を減じています。

注30 検査頻度1/3は、3年に1回検査することを表します。

注31 浄水処理の条件は、臭いの強さではなく、臭いの種類が重要な指標となります。本指標は臭いの強さを数値化するものであることから、検査を行いません。

注32 浄水施設出口から蛇口までの配水過程における指標であるため、浄水施設入口では検査を行いません。

表3-12 農薬類の検査対象農薬

No.	農 薬 名	用 途	目標値 (mg/L)	多摩地区 測定対象
1	1,3-ジクロロプロベン (D-D)	殺虫剤	0.06	○
2	2,2-DPA (ダラボン)	除草剤	0.08	
3	2,4-D (2,4-PA)	除草剤	0.02	
4	EPN	殺虫剤	0.004	
5	MCPA	除草剤	0.005	○
6	アシュラム	除草剤	0.9	○
7	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006	
8	アトラジン	除草剤	0.01	
9	アニコホス	除草剤	0.003	
10	アミトラズ	殺虫剤	0.006	
11	アラクロール	除草剤	0.03	
12	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	
13	イソフェンホス	殺菌剤	0.001	
14	イソプロカルブ (MIPC)	殺虫剤	0.01	
15	イソプロチオラン (IPT)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3	○
16	イブフェンカルバゾン	除草剤	0.002	○
17	イプロベンホス (IBP)	殺菌剤	0.09	
18	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006	○
19	インダノフェン	除草剤	0.009	
20	エスプロカルブ	除草剤	0.03	
21	エトフェンプロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08	
22	エンドスルフアン (ベンゾエピン)	殺虫剤	0.01	
23	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	
24	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	○
25	オリサストロビン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	
26	カズサホス	殺虫剤	0.0006	
27	カフェンストロール	殺虫剤・除草剤	0.008	
28	カルタップ	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.05	
29	カルバリル (NAC)	殺虫剤	0.02	
30	カルボフラン	代謝物	0.0003	
31	キノクラミン (CAN)	除草剤	0.005	
32	キャプタン	殺菌剤	0.3	
33	クミルロン	除草剤	0.03	
34	グリホサート	除草剤	2	○
35	グルホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02	
36	クロメプロップ	除草剤	0.02	
37	クロルニトロフェン (CNP)	除草剤	0.0001	
38	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	
39	クロタロニル (TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05	
40	シアナジン	除草剤	0.001	
41	シアノホス (CYAP)	殺虫剤	0.003	
42	ジウロン (DCMU)	除草剤	0.02	○
43	ジクロベニル (DBN)	除草剤	0.03	○
44	ジクロルボス (DDVP)	殺虫剤	0.008	
45	ジクワット	除草剤	0.01	
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	殺虫剤	0.004	
47	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤・殺菌剤	0.005	○
48	ジチオビル	除草剤	0.009	
49	シハロホップブチル	除草剤	0.006	
50	シマジン (CAT)	除草剤	0.003	
51	ジメタメトリン	除草剤	0.02	
52	ジメトエート	殺虫剤	0.05	
53	シメトリン	除草剤	0.03	
54	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003	○
55	ダイムロン	殺虫剤・殺菌剤・除草剤	0.8	
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及び メチルイソチオシアネート	殺菌剤	0.01	○
57	チアジニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	
58	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02	
59	チオジカルブ	殺虫剤	0.08	
60	チオフアネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3	○

No.	農 薬 名	用 途	目 標 値 (mg/L)	多摩地区 測定対象
61	チオベンカルブ	除草剤	0.02	
62	テフリルトリオン	除草剤	0.002	○
63	テルブカルブ (MBPMC)	除草剤	0.02	
64	トリクロピル	除草剤	0.006	○
65	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005	
66	トリシクラゾール	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.1	
67	トリフルラリン	除草剤	0.06	
68	ナプロバミド	除草剤	0.03	
69	バラコート	除草剤	0.01	
70	ピペロホス	除草剤	0.0009	
71	ピラクロニル	除草剤	0.01	
72	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	0.02	
74	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002	
75	ピリプチカルブ	除草剤	0.02	○
76	ピロキロン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	
77	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005	○
78	フェニトロチオン (MEP)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01	○
79	フェノブカルブ (BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03	
80	フェリムゾン	殺虫剤・殺菌剤	0.05	
81	フェンチオン (MPP)	殺虫剤	0.006	
82	フェントエート (PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007	
83	フェントラザミド	除草剤	0.01	
84	フサライド	殺虫剤・殺菌剤	0.1	
85	ブタクロール	除草剤	0.03	
86	ブタミホス	除草剤	0.02	
87	ブプロフェジン	殺虫剤・殺菌剤	0.02	
88	フルアジナム	殺菌剤	0.03	
89	ブレチラクロール	除草剤	0.05	
90	プロシミドン	殺菌剤	0.09	
91	プロチオホス	殺虫剤	0.007	
92	プロビコナゾール	殺菌剤	0.05	
93	プロビザミド	除草剤	0.05	○
94	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03	
95	プロモブチド	殺虫剤・除草剤	0.1	
96	ペノミル	殺菌剤	0.02	
97	ペンシクロン	殺虫剤・殺菌剤	0.1	
98	ベンゾピシクロン	除草剤	0.09	
99	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	
100	ベнтаゾン	除草剤	0.2	○
101	ベンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3	○
102	ベンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.02	
103	ベンフルラリン (ベスロジン)	除草剤	0.01	
104	ベンフレセート	除草剤	0.07	
105	ホスチアゼート	殺虫剤	0.005	
106	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7	
107	メコプロップ (MCP)	除草剤	0.05	○
108	メソミル	殺虫剤	0.03	
109	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2	
110	メチダチオン (DMTP)	殺虫剤	0.004	○
111	メトミノストロピン	殺虫剤・殺菌剤	0.04	
112	メトリブジン	除草剤	0.03	
113	メフェナセツト	除草剤	0.02	
114	メプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.1	
115	モリネート	除草剤	0.005	

表3-13 要検討項目の検査（浄水施設の出口及び入口）注19

番号	項目	目標値	検査頻度（回／年）注33		分類
			浄水施設 出口	浄水施設 入口	
要 01	銀及びその化合物	—	1	1	無機物 重金属
要 02	バリウム及びその化合物	0.7mg/L	1	1	
要 03	ビスマス及びその化合物	—	1	1	
要 04	モリブデン及びその化合物	0.07mg/L	1	1	
要 05	アクリルアミド	0.0005mg/L	1	1	一般有機物
要 06	アクリル酸	—	1	1	
要 07	17-β-エストラジオール	0.00008mg/L (暫定)	1	1	
要 08	エチニル-エストラジオール	0.00002mg/L (暫定)	1	1	
要 09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5mg/L	1	1	
要 10	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L (暫定)	1	1	
要 11	塩化ビニル	0.002mg/L	1	1	
要 12	酢酸ビニル	—	1	1	
要 13	2,4-トルエンジアミン	—	1	1	
要 14	2,6-トルエンジアミン	—	1	1	
要 15	N,N-ジメチルアニリン	—	1	1	
要 16	スチレン	0.02mg/L	1	1	
要 17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)	1	1	
要 18	トリエチレンテトラミン	—	1	1	
要 19	ノニルフェノール	0.3mg/L (暫定)	1	1	
要 20	ビスフェノールA	0.1mg/L (暫定)	1	1	
要 21	ヒドラジン	—	1	1	
要 22	1,2-ブタジエン	—	1	1	
要 23	1,3-ブタジエン	—	1	1	

注19 検査は水質センターが行います。

注33 多摩地区では、代表浄水施設を選定し、その施設の出口及び入口を検査します。

番号 <sup>注21</sup>	項目	目標値	検査頻度(回/年) <sup>注33</sup>		分類
			浄水施設 出口	浄水施設 入口	
要 24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01mg/L	1	1	一般有機物
要 25	フタル酸ブチルベンジル	0.5mg/L	1	1	
要 26	マイクロキスチン-LR	0.0008mg/L (暫定)	—	—	
要 27	有機すず化合物	0.0006mg/L (暫定) <sup>注22</sup>	1	1	
要 28	ブロモクロロ酢酸	—	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	消毒副生成物
要 29	ブロモジクロロ酢酸	—	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	
要 30	ジブロモクロロ酢酸	—	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	
要 31	ブロモ酢酸	—	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	
要 32	ジブロモ酢酸	—	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	
要 33	トリブロモ酢酸	—	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	
要 34	トリクロロアセトニトリル	—	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	
要 35	ブロモクロロアセトニトリル	—	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	
要 36	ジブロモアセトニトリル	0.06mg/L	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	
要 37	アセトアルデヒド	—	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	
要 38	MX	0.001mg/L	— <sup>注34</sup>	— <sup>注34</sup>	
要 40	キシレン	0.4mg/L	1	1	
要 41	過塩素酸	0.025mg/L	1	1	無機物
要 44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001mg/L	1	1	一般有機物
要 45	アニリン	0.02mg/L	1	1	
要 46	キノリン	0.0001mg/L	1	1	
要 47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02mg/L	1	1	
要 48	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2mg/L	1	1	
要 49	要検討PFAS <sup>注23</sup>	—	1	1	

注21 番号のない項目は欠番となっています。

注22 トリブチルスズオキシドの目標値

注23 要検討PFASとは、ペルフルオロブタンズルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサノ酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO-DA)の8物質です。

注33 多摩地区では、代表浄水施設を選定し、その施設の出口及び入口を検査します。

注34 送配水過程で濃度が増加するため、蛇口(給水栓)で検査を行っています。

表3-14 その他(浄水施設の出口及び入口)

	番号	項目	目標値等	検査頻度(回/年)					備考	
				浄水施設出口			浄水施設入口			
				表流水	伏流水 浅井戸	深井戸	表流水	伏流水 浅井戸		深井戸
浄水処理 対応困難 物質 <sup>注19</sup>	01	ヘキサメチレンテトラミン (HMT)	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	代表浄水施設
	02	1,1-ジメチルヒドラジン (DMH)	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	03	トリメチルアミン (TMA)	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	04	テトラメチルエチレンジアミン (TMED)	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	05	N,N-ジメチルエチルアミン (DMEA)	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	06	ジメチルアミノエタノール (DMAE)	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	07	アセトンジカルボン酸	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	08	1,3-ジハイドロキシルベンゼン (レゾルシノール)	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	09	1,3,5-トリヒドロキシベンゼン	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	10	アセチルアセトン	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	11	2'-アミノアセトフェノン	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	12	3'-アミノアセトフェノン	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
	13	臭化物(臭化カリウム等)	—	—	—	—	—	1 <sup>注35</sup>	1 <sup>注35</sup>	
放射性 物質 <sup>注19</sup>	14	放射性ヨウ素(ヨウ素131)	— <sup>注36</sup>	12	12	4	—	—	—	
	15	放射性セシウム (セシウム134及び137)	10Bq/kg <sup>注36</sup>	12	12	4	—	—	—	
病原性 微生物	16	クリプトスポリジウム	—	—	—	—	4 <sup>注37</sup>	1 <sup>注37</sup>	—	
	17	ジアルジア	—	—	—	—	4 <sup>注37</sup>	1 <sup>注37</sup>	—	
	18	嫌気性芽胞菌	—	—	—	—	—	4 <sup>注37</sup>	4 <sup>注37</sup>	
都目標 <sup>注24</sup>	19	トリクロロアミン	不検出	—	—	—	—	—	—	
その他	20	水温	—	12	12	12	12	12	12	
	21	アンモニア態窒素	—	—	—	—	4	4	4	
	22	アルカリ度	—	4	4	4	4	4	4	
	23	電気伝導率	—	12	12	12	12	12	12	
	24	カルシウム硬度	—	4	4	4	4	4	4	
	25	マグネシウム硬度	—	4	4	4	4	4	4	
	26	カリウム	—	—	—	—	—	—	—	—

注19 検査は水質センターが行います。

注24 都独自の「おいしさに関する水質目標」

注35 代表浄水施設を選定し、検査します。

注36 水道水中の放射性物質に係る管理目標値の設定等について(平成24年3月5日健水発0305第2号(厚生労働省健康局水道課長通知))

注37 「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月5日健水発第0330005号、令和元年5月29日改正)に基づき、原水の汚染のおそれの程度に応じて検査を行います。

### 3 水源（表3-15）

多摩地区では、地下水で検出される可能性がある項目を中心に水質基準項目等を検査しています。

#### （1）表流水・伏流水

表流水や伏流水は主に多摩川水系から取水をしています。多摩川水系の水源調査は水質センターが行っています。詳しくは、第2章をご覧ください。

#### （2）浅井戸・深井戸

地下水は水質が安定していることから、稼働中の個々の水源井戸を3年に1回の頻度で検査します。検査項目は、表3-15をご覧ください。高い値が検出された場合は、該当項目の検査頻度を上げて監視を強化します。また、浄水施設や給水栓での水質検査結果に応じて、臨時に検査を行う場合があります。

表3-15 水源の検査項目及び頻度

検査項目		検査頻度 <sup>注30</sup> (回/年)
基01	一般細菌	1/3
基02	大腸菌	1/3
基03	カドミウム及びその化合物	1/3
基04	水銀及びその化合物	1/3
基05	セレン及びその化合物	1/3
基06	鉛及びその化合物	1/3
基07	ヒ素及びその化合物	1/3
基08	六価クロム化合物	1/3
基09	亜硝酸態窒素	1/3
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1/3
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1/3
基12	フッ素及びその化合物	1/3
基13	ホウ素及びその化合物	1/3
基14	四塩化炭素	1/3
基15	1,4-ジオキサン	1/3
基16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	1/3
基17	ジクロロメタン	1/3
基18	テトラクロロエチレン	1/3
基19	トリクロロエチレン	1/3
基20	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（PFOS） 及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	1/3
基21	ベンゼン	1/3
基35	鉄及びその化合物	1/3
基38	マンガン及びその化合物	1/3
基39	塩化物イオン	1/3
基40	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	1/3
基47	有機物（全有機炭素の量）	1/3
基48	pH 値	1/3
基50	臭気	1/3
基51	色度	1/3
基52	濁度	1/3
目01	アンチモン及びその化合物	1/3
目02	ウラン及びその化合物	1/3
目05	1,2-ジクロロエタン	1/3
目08	トルエン	1/3
目20	1,1,1-トリクロロエタン	1/3
目29	1,1-ジクロロエチレン	1/3
その他	水温	1/3
	電気伝導率	1/3
	アルカリ度	1/3
	アンモニア態窒素	1/3
	カルシウム硬度	1/3
	マグネシウム硬度	1/3

注30 検査頻度1/3は、3年に1回検査することを表します。